

邑楽町総合教育会議議事録

開催日時：令和6年3月26日（火）午前9時26分開始 午前10時6分終了

開催場所：邑楽町役場2階201会議室

協議事項：(1) 令和5年度邑楽町教育行政の成果と課題について

(2) 令和6年度に向けて

(3) その他

出席者：橋本光規町長、藤江利久教育長、岡田真幸教育長職務代理者、谷津洋子教育委員、中村郷志教育委員、橋本明香教育委員、松崎嘉雄総務課長、松崎澄子学校教育課長、田中敏明生涯学習課長、中繁正浩子ども支援課長、黒澤伸元学校教育課係長

事務局：高橋克徳課長補佐、松井宏樹主任

議事録	
藤江教育長	ただいまから、邑楽町総合教育会議を開会いたします。よろしくお願ひいたします。はじめに、橋本町長よりごあいさつを申し上げます。
橋本町長	みなさん改めましてこんにちは。定刻にお集まり頂きまことにありがとうございます。私も初めての総合教育会議でありますけども、会議自体は平成27年度から今年度で9年目となりました。この総合教育会議につきましては、すでにみなさんご承知のことと思いますけれども、1つは教育大綱の策定の方であるということ。それから主に教育を行うための諸条件の整備、そして地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興を図るために重点的に講ずべき措置、そして、児童、生徒等の生命・身体に被害が生じたり、緊急の措置を講ずるべき場合等に必要な事務の調整や協議を行うための場であるということでございます。学校現場だけに任せることなく、町長部局、町長自らも情報や課題を共有して共に課題の対応に当たる。こういうことだろうと考えております。今年度の協議については、お手元にお配りしている次第どおりではございますけれども、令和5年度邑楽町教育行政の成果と課題についてということ。それから2点目が令和6年度に向けてということで教育行政に関わる3つの課の担当課長が控えております。学校教育、生涯学習、子ども支援のそれぞれの課長の方から説明を受けることになっております。さて今年度につきましては、令和5年5月から新型コロナウイルスが5類に移行しまして様々な部分が復活してきました。学校教育現場においても学校活動が再び活発化してきているところです。その結果、コロナが第何波という波があったり、今年はインフルエンザも大分流行したようです。小中学校においては各学校の先生方のお力によりまして自己有用感の獲得であるとか、それから効果的なICT機器の活用。こういったことで主体的、かつ対話ができる学習を実現するため、様々な場面で授業改善に取り組まれていることと思います。本日は、教育委員会の皆様とこういった教育施策の方向性を共有させていただきまして、町として学校教育の責任を果たすべく、教職員への支援のための環境整備を継続して行っていきたいと思っております。しかしながら、私個人としては行政があまり教育に介入しすぎて中立性を損なうことのないように、協力の姿勢は常に担保されるような環境であるべきという認識も持っておりますので、よろしくお願ひいたします。それからこの総合教育会議の後は通常のエデュケーション委員会も予定されているということですので、スムーズな進捗を心がけていきたいと思っております。皆様のご協力お願ひしたいと思っております。開会に当たっての挨拶は以上でございます。

藤江教育長	<p>ます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>町長は各学校でSDG sの授業も担当されておりましたので、先生の立場でも十分認識のある方という風に思っております。ありがとうございました。</p> <p>会議の進行につきましては、町長が議長となり、進めさせていただきます。町長、よろしく願いいたします。</p>
橋本町長	<p>はい。それでは、ここからは、私が議長となりまして進行させていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>協議を進める前に、邑楽町総合教育会議運営要綱第8条第3項に基づきまして教育委員の議事録署名人について、岡田委員をお願いしたいと思っております。岡田委員よろしく願いいたします。</p>
岡田教育長 職務代理者 橋本町長	<p>はい。</p> <p>それでは次第の2、協議事項に入ります。令和5年度邑楽町教育行政の成果と課題について及び令和6年度に向けてを一括して、学校教育課、生涯学習課、子ども支援課からそれぞれ説明をお願いします。まずは、学校教育課関係について、黒澤係長より説明をお願いします。</p>
黒澤学校指導係長	<p>今年度の「邑楽町教育行政方針」では、7つの目標を掲げて教育行政を推進してまいりました。その中の1つ、目標1「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進について、成果と課題を説明させていただきます。まず、(1) 確かな学力の向上をめざす教育内容及び教育方法の改善・充実についてですが、「小中連携および小小連携推進の充実」と「ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」への授業改善」、「総合的な学習の時間の学習内容充実による質の高い探求的な学習の推進」について説明いたします。</p> <p>はじめに、「小中連携および小小連携推進充実」についてです。上から1つ目の○(丸)についてですが、中学校の英語教員が小学校を兼務することで、小学生が中学校を身近に感じ、中学校英語へのスムーズな移行と中1ギャップの解消につながることができています。また、小中学校の学習を見通しながら学習を進めることができ、系統的な学習が図れました。上から2つめの○(丸)にも関わりますが、英語の免許状を有する教員を兼務させることで、ALTとも連携を深めることができ、児童の英語能力の向上につながることができました。児童の興味・関心に応じたより質の高い授業を提供することができ、児童の学習意欲が高まり、学ぶ楽しさを感じさせることもできました。小学校教員においては、教材研究に当てる時間を減らすことができ、教員の多忙感の軽減につながりました。課題としては、連携する教員同士の情報共有のための時間確保が難しいことなどがありました。</p> <p>次に、「ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」への授業改善」についてです。令和5年度は、昨年度までの実践をもとに、ICT機器を効果的に活用することに重点をおいて取り組んで参りました。デジタル教科書やICT機器を、授業における適切な目的とタイミングで活用することによって、子どもたちの深い学びにつながるよう授業改善を行ってきました。課題としては、各校で積極的に</p>

	<p>取組を進めたことにより、様々なアプリが利用されていたことがあげられます。小中のつながりを考えると、町内で厳選し、共通のアプリを使用していく必要があります。各校の情報教育担当を中心に検討を進めていきたいと思ひます。</p> <p>3つ目に、「総合的な学習の時間の学習内容充実による質の高い探究的な学習の推進」についてです。コロナが5類へと移行し、これまで控えていた活動を再開することができました。講師を招いたり、地域へ出て活動したり、まとめを地域へと発信したりと、工夫しながら充実した取組を行うことができました。続いて、</p> <p>(2) 調和のとれた「豊かな人間性」の育成について説明させていただきます。豊かな人間性の育成については、授業の中だけでなく、学校教育全体にわたって取り組んでまいりました。生徒指導の面では、日常の活動の中で積極的に関わしながら児童生徒のよさを認め、心に寄り添ってまいりました。hyper-QUなどの心理検査や定期的なアンケートなども利用して児童生徒の実態把握にも努めました。また、町主催のいじめ防止子ども会議や町教職員研修会なども実施してまいりました。</p> <p>続いて&lt;授業改善研究班&gt;についてです。昨年度2つあった研究班を今年度は1つにしぼり、取り組んできました。学級活動の授業を中心に授業改善の研究を行いました。テーマは「自発的・自治的な活動ができる児童生徒の育成」です。児童生徒は輪番制により全員が計画委員を経験し、自分たちで学級活動をつくりあげました。議題の設定や事前アンケートなどの工夫により児童生徒が目的意識をもって授業に臨み、また、思考ツールなどを使い、児童生徒自身で折り合いをつけながら課題解決していく自発的・自治的な学級づくりに取り組むことができました。今後は、グループごとの話し合いの内容をクラス全体でさらに深めていくことが課題となります。今年度の成果や課題を受け、来年度につなげていきたいと思ひます。</p> <p>最後に、令和6年度に向けてということですが、まず、ICTを有効活用した、児童生徒が主体的で深い学びを自覚できる授業の充実を図ります。邑楽町は他市町よりICT環境が充実しており、児童生徒にとっても教職員にとっても大変恵まれた環境にあります。ICTの有効活用により視覚的・聴覚的にも学習内容がわかりやすくなり、学習成果を整理することも容易になります。また、板書を写す時間等も短縮され、めあて達成のための時間をより多く確保することにもつながります。このようなICT活用のよさを十分に活かしながら、明確な目標と見通しがあり、何をどのように学んだか自覚できる授業の実践を進めて参ります。また、調和のとれた「豊かな人間性」の育成についてですが、今年度同様、学校教育全体で取り組んでいきたいと思ひます。町教職員研修会では不登校をテーマとした研修を計画しています。また、群馬県適応指導教室連絡協議会による研修も邑楽町で行われる予定です。このような機会を活用し、指導力向上および子どもたちに寄り添う指導についての研修を実施いたします。学級活動についても県の授業改善プロジェクトの指定を受け、県内全域に発表していく予定となっております。よりよい人間関係づくりの構築と自己有用感の育成の相乗効果をめざしての実践を充実していきます。今年度の学校教育の成果と課題については以上となります。</p>
橋本町長	続きまして、生涯学習課関係について、田中課長より説明をお願いします。
田中生涯学	はい。それでは令和5年度生涯学習の成果、課題についてご説明申し上げます。

習課長

はじめに「1 町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり」についてでございます。令和5年度は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類となったことから、社会教育施設で行われる活動に対する制約が大幅に緩和されました。教室・講座・イベントなどについては、コロナ前と同様の活動が行われるようになりましたが、コロナ禍による制約の影響で、公民館祭りなど発表機会への団体・個人の参加率は未だ回復途上にあります。

コロナの4年間の間に団体が活動を続けられなかったり、あるいは作品の製作に当たれなかったり、練習等ができなかった。こういった影響が今の状況に表れていると思われます。こうした状況の中、生涯学習課では町が目指す共生社会の実現に向け、中央・長柄・高島の3公民館で中央館、地区館の役割分担を踏まえて連携し、「地域創造事業」を実施しました。この事業は、年齢・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず、全ての人々が尊重される共生社会を目指し、地域で共に生きていくための学びを創造するものがございます。また、社会教育施設が町民にとって出会い、つながり、地域をつくる場となるよう、利用者の団体・サークル化を支援するとともに、自主的な活動に対する支援も行いました。

次に「2 地域に根を生やした、たくましい青少年の育成」についてでございます。令和5年度の青少年対象の教室・講座・イベントは、概ね予定どおり実施されました。昨年に引き続き、9月に中央公民館で実施された「邑っ子フェス」は、学社連携の取り組みとして町内外から注目を集めました。特に町内小中学校の積極的な協力により、多くの参加者を集めることができました。また「二十歳のつどい」は、9月に結成した実行委員会の企画により実施いたしまして本年度も好評のうちに開催することができました。

次に「3 町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興」についてでございます。5月に多々良沼公園で行われた「鶉古城まつり」では、「脇差鶉古城打」など文化財の展示を行うとともに、文化財保護調査委員による鶉古城の説明などを行いました。1月に中央公民館を会場に「町指定文化財展」を実施し、町指定の文化財を町民の皆さんに紹介いたしました。また中央公民館の「邑楽学」講座では、文化財保護調査委員などを講師に、町の歴史や自然、文化などについて学びました。芸術・文化活動として、邑楽町出身・在住など町にゆかりのあるアーティストを支援するためのコンサートなどを実施いたしました。さらに、世界を舞台に活躍するアーティストの公演など、町民が優れた文化に触れる機会の提供に努めました。

次に「4 町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進」についてでございます。3年連続で中止となった町民体育祭に替わり、「おうらスポーツフェスティバル」を初めて開催いたしました。町民だれもが参加できるイベントとして内容を一新し、パラスポーツやニュースポーツがメインとなりました。当日は雨天のため、屋内競技のみの実施となりましたが、多くの町民の参加を得ることができました。一方で、関係者への連絡体制の不備など、運営に対する課題もありました。各種のスポーツ大会については、コロナによる制約はなくなったものの、参加団体の減少が目立つ状況でございます。

また、令和6年度に向けてでございますけれども、こちらにあるとおり「1町が目指す「共生社会」を実現するための生涯学習の推進」「2郷土を愛し、心身ともにたくましい青少年の育成」「3町民が町を愛し誇りの持てる、文化の香り高い町づくり」「4町民だれもがスポーツに親しめる環境づくり」ということで「年齢・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず、すべての町民が輝く町をつくる

	<p>ための学習機会をより多く提供する」こと、「さまざまな青少年の体験活動の機会を提供するとともに、青少年を守るための活動を支援する」こと、「町民が文化財や芸術・文化に触れる機会を提供する」こと、「おうらスポーツフェスティバルの内容充実と、各種スポーツ大会の支援に努める」ことを柱として参ります。以上でございます。</p>
橋本町長	<p>続きまして、子ども支援課関係について、中繁子ども支援課長より説明をお願いします。</p>
中繁子ども支援課長	<p>資料の令和5年度子ども支援課事業をご覧ください。まず、幼稚園・保育園・こども園職員研修でございますが、子ども支援課は、平成26年度に行政改革の一環として設置された課でございます。それまでの教育委員会の所管であった幼稚園、それと、当時の福祉課の所管であった保育園が一緒の所管となりました。子ども支援課の設置と同時に、児童支援係に幼児教育指導員を配置して庁内職員研修を実施することによって、各園職員の幼児教育・保育への意識及び資質の向上に努めてまいりました。ただ、令和4年度末に幼児教育指導員が退職したことからこれまで同様の研修体制を組むことができなくなりましたが、職員研修の年間計画を立てて、外部講師を招いて職員研修を実施いたしました。</p> <p>最初の副園長・主任研修会ですが園長の補佐及び園の効率的な運営を図るため、テーマを設定し、そのテーマに沿った資料を持ち寄り協議を実施しました。次の職員研修会は、各園の保育者としての心構え、保育内容、接遇、服務規律等の基礎的な資質の向上を図るため、年2回実施いたしました。幼稚園・保育園・こども園・小学校連携推進会議は、幼稚園・保育園・こども園といった幼児教育と、小学校教育の連携を推進するものでございます。5月に小学校の授業参観、2月に幼稚園・保育園・こども園の保育参観をそれぞれ午前中に実施をして、午後には会議室で話し合いを実施し相互理解を深めました。次の、園長会議は、毎月開催しており、学校教育課の課長や指導主事らにもご出席をいただいて、子ども支援課児童支援係長と、各町立園長との情報共有を図っています。そのほか、各園の自己評価や保護者アンケートにより、保育の改善や保護者との相互理解につなげられるよう努めております。</p> <p>次の子育て支援に関する事業でございますが、1つ目の低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別的な給付措置として、18歳未満の児童を養育する父母等で、令和4年度の同給付金の給付を受けた方、または令和5年度住民税均等割が非課税の方を対象に、児童1人につき一律5万円を支給したものでございます。そのほかは、前年度に引き続いての継続事業でございますが、幼児教育・保育無償化事業は、各園等を利用する3歳児から5歳児のすべての子どもたちの利用料を無償化しました。0歳児から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化しています。幼児教育・保育給食費無償化事業は、先ほどの幼児教育・保育無償化を施行した時から実施をしておりますが、町単独事業として、町内に居住する園児を対象に副食費などの給食費を4,500円を上限として無償化しております。児童館管理運営事業は、地域において児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすること、また保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就</p>

学している児童に対し、授業の終了後等に児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を行うことを目的として、各小学校に隣接して児童館を設置、運営しております。保育園・こども園等の保育料の多子軽減は、子育て支援と少子対策の一環として、保育園、認定こども園等の保育料について、幼児教育・保育の無償化に該当しない0歳児から2歳児の第2子については1/2軽減、第3子以降については無償としています。学童保育所の保育料の多子軽減は、18歳以下の子どものいる家庭の第2子の保育料を1/2軽減、第3子以降の保育料を無料とするものでございます。町内の学童保育所については、第1いちばんぼし、第2いちばんぼし、第1くらかけ広場、第2くらかけ広場の4つの施設があります。ひとり親家庭等の保育料等負担軽減は、ひとり親家庭等の児童で、0歳児から2歳児の保育料等を第1子から軽減を図っています。国の軽減では、所得制限が設けられていますが、邑楽町では所得制限を設けず、ひとり親家庭等の第1子は1/2軽減、第2子以降は無償としています。出産祝金事業では、町民の出産に対し、出産祝金を支給することにより、子の誕生を祝福し、子育て支援の推進、人口増加及び次代を担う児童の健全な育成を図るものでございます。祝金の支給額のうち50,000円は地域通貨「コハクペイ」で支給をいたしました。児童手当は、0歳から中学校終了までの児童を養育している人に支給されるものでございます。母子家庭等支援育成事業では、母子家庭や父子家庭等の児童の節目ごとに、入学進学支度金を支給するものでございます。要保護児童対策事業では、虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、子どもと家庭に関わる機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、関係機関の役割分担を通じての個々の子どもや家庭の支援を図るための邑楽町要保護児童対策地域協議会を設置しております。ファミリー・サポート・センター事業は、町内で育児や子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、それぞれをマッチングさせることで、一時的な援助を有償で行う会員相互活動の組織を運営しております。なお、援助を行いたい「まかせて会員」には、会員登録前に必ず会員講習を受けていただいて、援助をするために必要な知識を習得していただくほかに、毎年、会員向けの講習会を実施しております安全な環境で援助を実施する体制を整えております。病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、病児や、病後児を、病院等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業でございます。これは、館林市が館林市内の小児科医院に業務委託しております。1市4町で利用協定を結んで、邑楽町はその事業経費を負担しております。最後に、令和6年度子育て支援並びに幼児教育・保育については、継続して子育て世帯の経済的負担軽減等を図りながら、子育て支援を実施してまいります。また、幼児教育・保育についても、職員研修や連携推進会議を実施し、更なる質の向上に取り組んでいきたいと思っております。

近年は、共働き世帯の増加や幼児教育・保育無償化の影響により、町立幼稚園の利用者が減少し、保育園やこども園の利用者が増加している状況にあります。そのため、令和6年度に実施を予定している第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、就学前児童及び就学児童の人数の推移や、各種事業の利用見込みに基づき、適正な体制の整備について検討を進めてまいります。また、出産祝金については、給付金の一部を町内の店舗などで使用できる地域通貨「コハクペイ」で支給し、子育て支援と町内の商業振興を図ってまいります。なお、コハクペイの支給は、令和5年度まで5万円でしたが、令和6年度からは、支給額のうち10

	<p>万円までを「コハクペイ」で支給いたします。以上、子ども支援課の説明とさせていただきます。</p>
橋本町長	<p>以上3課から説明を受けましたけれどもこれまでの説明について、ご質問やご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
橋本町長	<p>ご質問等ないようですので、次第の3. その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。何かございませんか。それでは、学校教育課長の方からお願いしたいと思います。</p>
松崎学校教育課長	<p>学校教育課から議会3月定例会の一般質問の報告になります。3月定例会において松島議員から「児童生徒の不登校について」という一般質問がありました。教育委員会にも触れられておりますので報告します。質疑は主に教育長に対して「不登校に対する教育長の見解」、「不登校者数が急激な増加傾向にあるが、その要因についての教育長の見解」、「現状を踏まえた教育委員会としての不登校に関する課題」、「不登校の未然防止策」、「教育委員会会議での不登校に関する協議内容」などがございました。教育委員会が中心となり行うべきこととして、議員からは不登校についての議論、ガイドラインの作成、未然防止対策が挙げられました。「教育委員会会議において不登校についての議論をした場合については、公開すべきではない内容という理由で議事録に不記載であったとしても、次第に記載すること自体に支障は無いのでは」とございました。ガイドラインについては東京都板橋区の例を挙げ「町でも教職員向け・保護者向けなど色々な立場の方に対応した不登校対策のガイドラインを作成していただきたい」とございました。「町の状況を的確に把握し、不登校の未然防止に繋げていくために私たち行政に携わる者が教育委員会を中心に色々な場で議論し、その結果を家族の方と情報共有し、町教育行政に反映を」とございました。教育長の答弁では、まず「不登校に関して邑楽町に特徴的な増加傾向や要因はない」とした上で子どもたちの現状をいくつか挙げました。「子どもたちはそれぞれの内面や友人関係、学習、家庭など複数の要因により不安を抱えていたり、本人にも不安の原因が分からない傾向が見受けられる。複数の要因が重なって学校に自分の居場所がないと感じる子どもたちが増えている。ゲームや動画の視聴により、不規則な生活習慣となり、身体への負担から心への不安定を招くケースもある」などです。「子どもたちが不安を抱えたり、不安定な状況になっている要因を特定し、それらを取り除くためには、一人一人について本人やその家族とじっくり向き合い、慌てず、騒がず、時間をかけて丁寧に理由を探る過程を経ることが必要。このような対応を全員に対して根気よく、丁寧に寄り添いながら、しかも的確に行うには時間と人が必要。これらは未然防止にも共通の課題。子どもたちの将来の社会的自立に繋がる支援が求められるが、学校と家庭、町、教育委員会だけでなんとかしようとするのではなく、必要に応じて関係機関の専門性を頼り、しっかり連携することも重要。不登校を未然に防止し、これらの課題を解決していくために教職員が子どもたちのために使える時間をできるだけ増やすことが必要不可欠のため、取組を着々と推進している。不登校に関するガイドラインの策定については検討させていただきたい」。以上が教育長答弁の概要でございます。この一般質問を踏まえまして、教育委員会会議や各種会議のあり方を見つめ直しながら令和6年度を進めてまいります。以上です。</p>

橋本町長	学校教育課長から報告がありましたけれども、ただいまの報告で皆さんの方から質問やご意見等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
橋本町長	今朝ニュースを見ていましたら文科省の研究会の報告をやっていたんですけども、学校現場の方でアンケートを取ると教職員と子どもたちの間に意識の差があるというような報告でありました。いじめが不登校の原因であると答えた子どもたちが4分の1ぐらいいたんですけども、教員の方では5%に満たない数字であったと。つまり、いじめというものが教職員の中に見えづらい。アンケートであるとか把握する手段がなかなか限られているところがあるんだと思いますけれども、そういった懐疑がある。もう1点がですね、生活習慣の乱れが不登校に繋がっていると答えた子どもが7割を超えていたようです。やはりそういった基本的な生活習慣や、いじめなど、今まで議論し尽くされてきた部分だと思えますけれども基本的にはそういった部分が要因として大きいというのが報道では言われておりました。学校教育課長の報告にもありましたけれども議員の一般質問の主旨の中で、学校に不登校の課題を任せるだけではなくて、町教育委員会としても議論が必要ではないかと、そして議員の主旨は未然に防止が図れるのであれば、もちろんそれにこしたことはないので事後の対処ではなく、事前に何ができるか、そういった視点から先進的には東京都板橋区の例を挙げてガイドラインの作成をされているところもあるので、それにならって邑楽町も作成してはどうかということでした。学校教育課長と話をしましたら学校の教育現場ではすでに様々な部分で具体的な対応を図っていると、その部分を言語化して形を整えるだけでもガイドラインとしての形になるのかなど。今後、その作成について、事務局を中心に検討させていただきたいということで委員の皆様にもどこかでお諮りするかもしれませんが、ご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。
橋本町長	それでは本日予定しておりました協議事項は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。皆さんご協力いただき大変ありがとうございました。
藤江教育長	以上をもちまして、邑楽町総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。



議事録

以上の内容は、書記が記載したものであり、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

町 長

教育長

委 員